

足場の組立て等作業主任者能力向上教育ご案内

青森労働局長登録教習機関
建設業労働災害防止協会 青森県支部
下北分会（公印略）

1. 目的

足場からの墜落防止措置等に関し労働安全衛生規則（以下「規則」という）を改正し、平成21年6月1日より施行されました。

同規則の改正に伴い、足場の点検が強化され、労働安全衛生規則第567条に基づく足場の点検する者については、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識、経験を有する者を指名することから、当支部では足場の組立て等作業主任者に対して同規則の改正の主要部分である足場の点検、記録等が十分実施できる能力の付与に資する教育を実施いたします。

なお、この教育の内容、時間、方法及び講師は「労働災害防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」に基づくものであります。

（平成21年6月に施行される改正労働安全規則を踏まえた内容としています）

※なお、過去に当支部・分会で実施した上記教育の修了証を既に取得されているにも拘らず再受講される方がおりますので、今一度、受講の有無についてのご確認をした上でお申込み下さいますようお願いいたします。

2. 受講対象者

「足場の組立て等作業主任者技能講習」を修了した者

3. カリキュラム

	科 目	範 囲
1時間	・最近の足場、部材等及びそれらの管理 ・手すり先行工法ガイドライン	・足場、部材等の種類と特徴 ・部材の選択と管理 ・手すり先行工法ガイドラインの概要
4時間	・足場の組立て等の安全施工と保守管理	・足場、強度計算の方法 ・組立て、変更等の基本的事項等と留意事項 ・組立て、変更時の点検時のポイントと記録等 ・組立て、変更後等の保守管理
2時間	・災害事例及び関係法令	・災害事例とその防止対策 ・労働安全衛生法令のうち、足場の組立て等に関する条文（省令の改正部分を含む）

4. 受講提出書類及び申込方法等

- (1) 受講申込書（所定の申込書に必要事項を記入の上、捺印のこと）
- (2) 写真1枚を受講申込書に貼り付け（胸上タテ3.6cm×ヨコ2.4cm、1年以内に撮影のもの）
- (3) 受講料（前納制です。持参、または現金書留により納付して下さい）
- (4) 足場の組立て等作業主任者技能講習修了証の写しを添付
- (5) 締切は開催日時の1週間前までです。※締切日以前であっても定員に達した場合は、受付を締め切ります。

5. 受講料

◆会員

教育時間	受講料	テキスト代	郵送料	合計
7時間	7,000円(税込)	1,230円	当日交付	8,230円

◆非会員

教育時間	受講料	テキスト代	郵送料	合計
7時間	7,000円(税込)	1,540円	当日交付	8,540円

6. 開催日時及び場所

日時：平成29年4月19日(水) 午前9時～

場所：株式会社 下北建設センター

7. 受講定員

1回あたりの受講定員は、50名程度とします。

8. 修了証

本教育を修了した方には、「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」の修了証を交付します。

9. その他

- ・電話による申込み予約等はしておりませんのでご了承下さい。
- ・開講1週間前の取消し又は欠席した場合は、受講料等はお返しいたしません。
- ・受講日時及び場所は、お間違いのない様にご注意下さい。
- ・受講当日は、時間厳守といたします。(遅刻、講義中での退席は認めませんのでご注意ください。)
- ・受講定員に満たない場合は、延期等をすることもありますのでご了承下さい。

※受講時間が定められていますので、遅刻・途中退場された方や講義中での居眠り・携帯電話の操作等は講義の妨げとなることから、受講若しくは修了証を交付できない場合も有りうるので、予めご了承下さい。

- ・受講申込書は、支部及び各地区の分会、又は当支部ホームページにて入手できます。

建災防 青森県支部 (<http://www.aokenkyo.or.jp/kensaibou/>)

10. お問い合わせ先

建設業労働災害防止協会青森県支部 下北分会

〒035-0073 むつ市中央2-3-45

TEL 0175-24-1016

FAX 0175-24-1688